

(別紙 1)

相談援助業務に従事する者の範囲

※ なお、表中の「実務経験コード」については、事務処理上、記載しているものであり、受験申込書及び実務経験証明書に記載する欄はありません。

実務経験 コ ー ド	資格コード (16 ペー ジ)	
20001	31	介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 11 項に規定する 特定施設入居者生活介護 にあつては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）第 175 条第 1 項第 1 号に規定する 生活相談員
20002	31	介護保険法第 8 条第 21 項に規定する 地域密着型特定施設入居者生活介護 にあつては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）第 110 条第 1 項第 1 号に規定する 生活相談員
20003	31	介護保険法第 8 条第 22 項に規定する 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 にあつては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）第 131 条第 1 項第 2 号に規定する 生活相談員
20004	31	介護保険法第 8 条第 27 項に規定する 介護老人福祉施設 にあつては、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する 生活相談員
20005	32	介護保険法第 8 条第 28 項に規定する 介護老人保健施設 にあつては、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）第 2 条第 1 項第 4 号に規定する 支援相談員
20006	31	介護保険法第 8 条の 2 第 9 項に規定する 介護予防特定施設入居者生活介護 にあつては、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）第 231 条第 1 項第 1 号に規定する 生活相談員
20007	33	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 18 項に規定する 計画相談支援 にあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 28 号）第 3 条に規定する 相談支援専門員
20008	33	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 の 2 第 6 項に規定する 障害児相談支援 にあつては、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 29 号）第 3 条に規定する 相談支援専門員
20009	34	生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 3 条第 2 項に規定する 生活困窮者自立相談支援事業 にあつては、生活困窮者自立支援事業等の実施について（平成 27 年 7 月 27 日社援発 0727 第 2 号厚生労働省社会・援護局長通知）の別紙（別添 1）自立相談支援事業実施要領 3（2）アに規定する 主任相談支援員

(別紙 2)

社会福祉士の資格（資格コード 22（16 ページ））に基づき、当該資格に係る業務に従事したと認められる範囲

※社会福祉士の登録日以降、次に掲げる施設・事業、職種で相談援助業務に従事した期間については、実務経験として認められます。

社会福祉士及び介護福祉士法第 2 条において定める社会福祉士の業務「相談援助」と、同法第 7 条で定める社会福祉士試験を受験するために必要な実務経験の対象業務「相談援助」とが同じであることが示されているため、社会福祉士の登録日以降、以下の表の施設種類において、右欄の職種として従事した期間は実務経験として認められます。

※ なお、表中の「実務経験コード」については、事務処理上、記載しているものであり、受験申込書及び実務経験証明書に記載する欄はありません。

1、児童分野 児童福祉法

実務経験 コード	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
22001	・ 児童相談所	・ 児童福祉司 ・ 受付相談員 ・ 相談員 ・ 電話相談員 ・ 児童心理司、心理判定員 ・ 児童指導員 ・ 保育士
22002	・ 母子生活支援施設	・ 母子支援員、母子指導員 ・ 少年指導員（少年を指導する職員） ・ 個別対応職員
22003	・ 児童養護施設	・ 児童指導員 ・ 保育士 ・ 個別対応職員 ・ 家庭支援専門相談員 ・ 職業指導員 ・ 里親支援専門相談員
22004	障害児入所施設 ・ 児童発達支援センター （障害児通所支援事業）	・ 児童指導員 ・ 保育士 ・ 心理指導担当職員 ・ 児童発達支援管理責任者
22005	知的障害児施設 ・ 知的障害児施設 ・ 自閉症児施設（第一種、第二種）	・ 児童指導員 ・ 保育士
22006	・ 知的障害児通園施設	・ 児童指導員 ・ 保育士
22007	盲ろうあ児施設 ・ 盲児施設 ・ ろうあ児施設 ・ 難聴幼児通園施設	・ 児童指導員 ・ 保育士
22008	肢体不自由児施設 ・ 肢体不自由児施設 ・ 肢体不自由児通園施設 ・ 肢体不自由児療護施設	・ 児童指導員 ・ 保育士
22009	・ 児童心理治療施設 （旧：情緒障害児短期治療施設）	・ 児童指導員 ・ 保育士 ・ 個別対応職員 ・ 家庭支援専門相談員
22010	・ 重症心身障害児施設	・ 児童指導員 ・ 保育士 ・ 心理指導員（心理指導を担当する職員）
22011	・ 児童自立支援施設	・ 児童自立支援専門員 ・ 児童生活支援員 ・ 個別対応職員 ・ 家庭支援専門相談員 ・ 職業指導員

実務経験 コード	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
22012	・ 児童家庭支援センター	・ 相談員 (児童・母子家庭等に対し、福祉に関する相談・助言を行なう職員)
22013	障害児通所支援事業 (児童発達支援センターを除く)	・ 指導員 ・ 児童指導員 ・ 保育士 ・ 児童発達支援管理責任者 ・ 障害福祉サービス経験者 ・ 機能訓練担当職員 (心理指導担当職員に限る) ※「障害福祉サービス経験者」とは、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 24 年厚生労働省令第 15 号) 第 66 条第 1 項第 1 号に定める障害福祉サービス経験者 (高等学校の卒業者等であって、2 年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した者) をいい、「障害福祉サービス」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 17 年法律第 123 号) 第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービスをいいます。
	・ 医療型児童発達支援事業を行なう施設	・ 児童指導員 ・ 保育士 ・ 児童発達支援管理責任者 ・ 機能訓練担当職員 (心理指導担当職員に限る)
	・ 放課後等デイサービス事業を行なう施設	・ 指導員 ・ 児童指導員 ・ 保育士 ・ 児童発達支援管理責任者 ・ 障害福祉サービス経験者 ・ 機能訓練担当職員 (心理指導担当職員に限る) ※「障害福祉サービス経験者」とは、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 24 年厚生労働省令第 15 号) 第 66 条第 1 項第 1 号に定める障害福祉サービス経験者 (高等学校の卒業者等であって、2 年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した者) をいい、「障害福祉サービス」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 17 年法律第 123 号) 第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービスをいいます。
	・ 居宅訪問型児童発達支援事業を行なう施設	・ 訪問支援員 (保育士、児童指導員、心理指導担当職員に限る) ・ 児童発達支援管理責任者
	・ 保育所等訪問支援事業を行なう施設	・ 訪問支援員 (保育士、児童指導員、心理指導担当職員に限る) ・ 児童発達支援管理責任者
22014	・ 障害児相談支援事業	・ 相談支援専門員
22015	・ 乳児院	・ 児童指導員 ・ 保育士 ・ 個別対応職員 ・ 家庭支援専門相談員 ・ 里親支援専門相談員
22016	指定発達支援医療機関 ・ 肢体不自由児施設支援 ・ 重症心身障害児施設支援 (国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構が設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するもの)	・ 児童指導員 ・ 保育士
22017	・ 児童自立生活援助事業を行なっている施設	・ 相談援助業務を行なっている指導員
22018	・ 地域子育て支援拠点事業を行なっている施設	・ 相談援助業務を行なっている職員

実務経験 コード	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
22019	・小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を行なっている事業所	・小児慢性特定疾病児童等自立支援員

その他

実務経験 コード	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
22020	・利用者支援事業を行なっている施設	・相談援助業務を行なっている職員
22021	・児童デイサービス事業（障害児通園事業）	・相談援助業務を行なっている職員（相談員）
22022	地域生活支援事業 障害児等療育支援事業を行なっている施設	・相談援助業務を行なっている職員
22023	・心身障害児総合通園センター	・相談援助業務を行なっている職員
22024	子育て短期支援事業（短期入所生活援助事業、夜間養護等事業） ・乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、及び保育所等において実施する事業	・相談援助業務を行なっている職員
22025	・重症心身障害児（者）通園事業を行なっている施設	・児童指導員 ・保育士
22026	・スクールソーシャルワーカー活用事業に基づく教育機関	・スクールソーシャルワーカー
22027	・子ども家庭総合支援拠点	・相談援助業務を行なっている職員
22028	・「医療的ケア児等とその家族への支援」を行なっている事業所	・医療的ケア児等コーディネーター

2、高齢者分野 介護保険法

実務経験 コード	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
22029	介護保険施設 ・指定介護老人福祉施設（指定地域密着型介護老人福祉施設を含む）	・生活相談員
	・介護老人保健施設	・支援相談員 ・相談指導員
22030	・地域包括支援センター	・包括的支援事業に係る業務を行なう職員（保健師等） ※ただし、「包括的支援事業」のうち、一部の事業は、その実務経験をもって、受験することはできません。 （介護予防ケアマネジメント、総合相談支援事業、権利擁護業務、ケアマネジメント支援、認知症初期集中支援推進事業に限る）
22031	指定特定施設入居者生活介護を行なう施設 ・指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行なう施設 ・指定介護予防特定施設入居者生活介護を行なう施設を含む	・生活相談員 ・計画作成担当者
22032	指定通所介護を行なう施設 ・基準該当通所介護を行なう施設 ・指定地域密着型通所介護を行なう施設 ・指定介護予防通所介護を行なう施設 ・基準該当介護予防通所介護を行なう施設 ・第一号通所事業を行なう施設 ・指定認知症対応型通所介護を行なう施設 ・指定介護予防認知症対応型通所介護を行なう施設を含む	・生活相談員 ・生活指導員 ※「第一号通所事業」のうち、事業者指定を受けていないもの等は、その実務経験をもって受験することはできません。

実務経験 コード	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
22033	指定短期入所生活介護を行なう施設 ・基準該当短期入所生活介護を行なう施設 ・指定介護予防短期入所生活介護を行なう施設 ・基準該当介護予防短期入所生活介護を行なう施設を含む	・生活相談員 ・生活指導員
22034	・指定通所リハビリテーションを行なう施設 (指定介護予防通所リハビリテーションを行なう施設を含む) ※介護老人保健施設において実施されているものに限る。	・支援相談員
22035	・指定短期入所療養介護を行なう施設 (指定介護予防短期入所療養介護を行なう施設を含む) ※介護老人保健施設において実施されているものに限る。	・支援相談員
22036	・指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行なう施設	・オペレーター
22037	・指定夜間対応型訪問介護を行なう施設	・オペレーションセンター従業者
22038	・指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行なう施設	・生活相談員
22039	・介護予防支援事業を行なっている事業所	・担当職員
22040	・第一号介護予防支援事業を行なっている事業所	・担当職員

老人福祉法

実務経験 コード	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
22041	・養護老人ホーム	・生活相談員 ・生活指導員
22042	・特別養護老人ホーム (地域密着型特別養護老人ホームを含む)	・生活相談員 ・生活指導員
22043	軽費老人ホーム ・都市型軽費老人ホーム ・軽費老人ホーム(A型、B型) ・ケアハウスを含む	・生活相談員 ・生活指導員
22044	・老人福祉センター (特A型、A型、B型)	・相談・指導を行なう職員
22045	・老人短期入所施設	・生活相談員 ・生活指導員
22046	・老人デイサービスセンター	・生活相談員 ・生活指導員
22047	・老人介護支援センター (在宅介護支援センター)	・相談援助業務を行なっている職員
22048	・有料老人ホーム	・生活相談員

その他

実務経験 コード	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
22049	・高齢者総合相談センター	・相談援助業務を行なっている相談員
22050	・生活支援ハウス (高齢者生活福祉センター)	・生活援助員
22051	高齢者の安心な住まいの確保に資する事業 ・高齢者世話付住宅(シルバーハウジング) ・多くの高齢者が居住する集合住宅等において実施する事業	・相談援助業務を行なっている生活援助員
22052	・サービス付き高齢者向け住宅	・相談援助業務を行なっている職員

3、障害者分野

身体障害者福祉法

実務経験 コード	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
22053	・身体障害者更生相談所	・身体障害者福祉司 ・心理判定員 ・職能判定員 ・ケース・ワーカー
22054	身体障害者福祉センター ・身体障害者福祉センター（A型、B型） ・在宅障害者デイサービス施設（身体障害者デイサービスセンター） ・障害者更生センター	・身体障害者に関する相談に応ずる職員
22055	・点字図書館	・相談援助業務を行なっている職員

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

実務経験 コード	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
22056	・精神保健福祉センター	・精神保健福祉相談員 （精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員） ・精神科ソーシャルワーカー （精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員） ・心理判定員 （精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員）

知的障害者福祉法

実務経験 コード	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
22057	・知的障害者更生相談所	・知的障害者福祉司 ・心理判定員 ・職能判定員 ・ケース・ワーカー

障害者総合支援法

実務経験 コード	施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種
22058	・ 障害者支援施設		・ 生活支援員 ・ 就労支援員 ・ サービス管理責任者
22059	・ 地域活動支援センター		・ 指導員
22060	・ 福祉ホーム		・ 管理人
22061	・ 基幹相談支援センター		・ 相談援助業務を行っている職員
22062	身体障害者 更生援護施設	身体障害者更生施設 ・ 肢体不自由者更生施設 ・ 視覚障害者更生施設 ・ 聴覚・言語障害者更生施設 ・ 内部障害者更生施設	・ 生活支援員 ・ 生活指導員
		・ 身体障害者療護施設	・ 生活支援員 ・ 生活指導員
		・ 身体障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所)	・ 生活支援員 ・ 生活指導員
		・ 身体障害者福祉工場	・ 指導員
22063	精神障害者 社会復帰施設	・ 精神障害者生活訓練施設	・ 精神障害者社会復帰指導員
		・ 精神障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所)	・ 精神障害者社会復帰指導員
		・ 精神障害者福祉工場	・ 精神障害者社会復帰指導員
		・ 精神障害者福祉ホーム	・ 管理人

実務経験 コード	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
22064	知的障害者 援護施設	・知的障害者更生施設 (入所、通所)
		・知的障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所)
		・知的障害者通所寮
22065	障害福祉 サービス事業	・生活介護を行なう施設
		・自立訓練を行なう施設 (機能訓練、生活訓練)
		・就労移行支援を行なう施設 (認定就労移行支援を含む)
		・就労継続支援を行なう施設 (A型、B型)
		・就労定着支援を行なう施設
		・自立生活援助を行なう施設
		・療養介護を行なう施設
		短期入所を行なう施設 ・身体障害者短期入所事業 ・知的障害者短期入所事業 を含む
		・重度障害者等包括支援を行なう施設
		・共同生活介護を行なう施設
		共同生活援助を行なう施設 ・精神障害者グループホーム ・知的障害者グループホーム を含む
22066	・一般相談支援事業所	・相談支援専門員
22067	・特定相談支援事業所	・相談支援専門員
22068	・相談支援事業を行なう施設	・相談支援専門員
22069	地域生活 支援事業	・身体障害者自立支援事業を行なっている施設
		・日中一時支援事業を行なっている施設
		・障害者相談支援事業を行なっている施設

のぞみの園法

実務経験 コード	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
22070	・独立行政法人国立重度知的障害者総合施設「のぞみの園」	・相談援助業務を行なっている指導員 ・相談援助業務を行なっているケースワーカー

発達障害者支援法

実務経験 コード	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
22071	・発達障害者支援センター	・相談支援を担当する職員 ・就労支援を担当する職員

障害者の雇用の促進等に関する法律

実務経験 コード	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
22072	・広域障害者職業センター	・障害者職業カウンセラー
22073	・地域障害者職業センター	・障害者職業カウンセラー ・職場適応援助者

実務経験 コード	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
22074	・ 障害者雇用支援センター	・ 障害者の雇用の促進等に関する法律第 28 条 第 1 号、第 2 号及び第 7 号に規定する業務を行 なう職員
22075	・ 障害者就業・生活支援センター	・ 主任就業支援担当者 ・ 就業支援担当者 ・ 主任職場定着支援担当者 ・ 生活支援担当職員

職業安定法

実務経験 コード	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
22076	・ 公共職業安定所	・ 精神障害者雇用トータルサポーター ・ 発達障害者雇用トータルサポーター ・ 雇用トータルサポーター（大学等支援分）

その他

実務経験 コード	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
22077	・ 知的障害者福祉工場	・ 相談援助業務を行なっている指導員
22078	・ 聴覚障害者情報提供施設	・ 相談援助業務を行なっている職員
22079	・ 精神障害者地域移行支援特別対 策事業を行なっている施設	・ 地域体制整備コーディネーター ・ 地域移行推進員
22080	・ 精神障害者地域移行・地域定着 支援事業を行なっている施設	・ 地域体制整備コーディネーター ・ 地域移行推進員
22081	・ 精神障害者アウトリーチ推進事 業を行なっている施設	・ 相談援助業務を行なっている職員 （医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法 に規定する病院として必要な職員を除く）
22082	・ アウトリーチ事業、アウトリー チ支援に係る事業を行なってい る施設	・ 相談援助業務を行なっている職員 （医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法 に規定する病院として必要な職員を除く）
22083	・ 第 1 号職場適応援助者助成金又 は訪問型職場適応援助者助成金 受給資格認定法人	・ 第 1 号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場適 応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適 応援助を行なっている者
22084	・ 訪問型職場適応援助に係る受給 資格認定法人	・ 訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員で あって、職場適応援助を行なっている者

4、その他の分野

地域保健法

実務経験 コード	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
22085	・ 保健所	・ 精神保健福祉相談員 （精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員） ・ 精神科ソーシャルワーカー （精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員） ・ 心理判定員 （精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員）

医療法

実務経験 コード	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
22086	・ 病院・診療所	・ 相談員（医療ソーシャルワーカー等） 次のアからエまでのすべての相談援助業務を行なっている職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ 患者の社会復帰に係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行なうための地域における保健医療福祉の 関係機関、関係職種等との連携等の活動 ・ 退院後生活環境相談員

生活保護法

実務経験 コード	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
22087	・ 救護施設	・ 生活指導員
22088	・ 更生施設	・ 生活指導員
22089	・ 授産施設	・ 指導員（作業指導員、職業指導員を除く）
22090	・ 宿所提供施設	・ 指導員（作業指導員、職業指導員を除く）
22091	・ 被保護者就労支援事業を行なっている事業所	・ 就労支援員
22092	・ 日常生活支援住居施設	・ 生活支援員 ・ 生活支援提供責任者

生活困窮者自立支援法

実務経験 コード	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
22093	・ 生活困窮者自立相談支援事業を行なっている自立相談支援機関 ・ 生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所 ・ 生活困窮者家計改善支援事業を行なっている事業所	・ 主任相談支援員 ・ 相談支援員 ・ 就労支援員 ・ 就労準備支援担当者 ・ 家計改善支援員（家計相談支援員を含む）

社会福祉法

実務経験 コード	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
22094	・ 福祉事務所	・ 査察指導員（指導監督を行なう職員） ・ 身体障害者福祉司（指導監督を行なう職員） ・ 知的障害者福祉司（指導監督を行なう職員） ・ 老人福祉指導主事（指導監督を行なう職員） ・ 現業員・ケースワーカー ・ 家庭児童福祉主事 ・ 家庭相談員 ・ 面接相談員 ・ 婦人相談員 ・ 母子・父子自立支援員、母子相談員 ・ 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添1の3（1）に規定する就労支援事業に従事する就労支援員 ・ 生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員
22095	・ 隣保館	・ 相談援助業務を行なっている指導職員
22096	・ 都道府県社会福祉協議会 ・ 日常生活自立支援事業	・ 専門員 ・ 相談援助業務を行なっている職員（主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他要援護者に対するものに限る。）
22097	・ 市（特別区を含む）町村社会福祉協議会	・ 福祉活動専門員 ・ 相談援助業務を行なっている職員（主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他要援護者に対するものに限る。）

売春防止法

実務経験 コード	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
22098	・ 婦人相談所	・ 相談指導員 ・ 判定員（心理・職能判定員） ・ 婦人相談員
22099	・ 婦人保護施設	・ 入所者を指導する職員

母子保健法

実務経験 コード	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
22100	・ 母子健康包括支援センター	・ 母子保健に関する各種の相談に応ずる職員
22101	・ 産後ケア事業を実施する施設	・ 相談に応ずる職員

配偶者暴力防止法

実務経験 コード	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
22102	配偶者暴力相談支援センター	・ 婦人相談員

母子及び父子並びに寡婦福祉法

実務経験 コード	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
22103	・ 母子・父子福祉センター	・ 母子及び父子の相談を行なう職員、母子相談員（母子の相談を行なう職員）

刑事収容施設法

実務経験 コード	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
22104	・ 刑事施設	・ 刑務官 ・ 法務教官 ・ 法務技官（心理） ・ 福祉専門官

少年院法

実務経験 コード	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
22105	・ 少年院	・ 法務教官 ・ 法務技官（心理） ・ 福祉専門官

少年鑑別所法

実務経験 コード	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
22106	・ 少年鑑別所	・ 法務教官 ・ 法務技官（心理）

更生保護法

実務経験 コード	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
22107	・ 地方更生保護委員会	・ 保護観察官 ・ 社会復帰調整官
22108	・ 保護観察所	・ 保護観察官 ・ 社会復帰調整官

更生保護事業法

実務経験 コード	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
22109	・ 更生保護施設	・ 補導主任 ・ 補導員 ・ 福祉職員 ・ 薬物専門職員

裁判所法

実務経験 コード	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
22110	・ 家庭裁判所	・ 家庭裁判所調査官

労働者災害補償保険法

実務経験 コード	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
22111	・ 労災特別介護施設	・ 相談援助業務を行なっている指導員

難病の患者に対する医療等に関する法律

実務経験 コード	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
22112	・難病相談支援センター	・難病相談支援員

成年後見制度の利用の促進に関する法律

実務経験 コード	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
22113	・「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」において設置される中核機関	・相談援助業務を行なっている職員

その他

実務経験 コード	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
22114	・母子家庭等就業・自立支援センター事業、一般市等就業・自立支援事業を行なっている施設	・相談援助業務を行なっている相談員
22115	・母子・父子自立支援プログラム策定事業	・母子・父子自立支援プログラム策定員
22116	・就業支援専門員配置等事業	・就業支援専門員
22117	・地域福祉センター	・相談援助業務を行なっている職員
22118	・就労支援事業を行なっている事業所（自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に規定する事業）	・就労支援員
22119	・ひきこもり地域支援センター	・ひきこもり支援コーディネーター ・その他相談援助業務を行っている職員
22120	・地域生活定着支援センター	・相談援助業務を行なっている職員
22121	・ホームレス総合相談推進業務を行なっている事業所	・相談援助業務を行なっている相談員
22122	・ホームレス自立支援センター	・生活相談指導員
22123	・東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	・相談援助業務を行なっている職員
22124	・被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	・相談援助業務を行なっている職員
22125	・自立相談支援機関（自立相談支援モデル事業） ・家計相談支援モデル事業を行なっている事業所	・主任相談支援員 ・相談支援員 ・就労支援員 ・家計相談支援員
22126	・高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	・支援コーディネーター
22127	・地域若者サポートステーション	・相談援助業務を行なっている職員
22128	・子ども・若者総合相談センター	・相談援助業務を行なっている職員

5、現在廃止事業の分野

※ 以下に掲げる事業・職種は、すでに廃止されていますが、過去において社会福祉士の資格に基づきこれらの事業に従事していた期間は、実務経験の対象になります。

実務経験 コード	施設・事業種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
22129	・重度身体障害者更生援護施設	・生活支援員 ・生活指導員
22130	・身体障害者福祉ホーム	・管理人
22131	・精神障害者地域生活支援センター	・精神障害者社会復帰指導員
22132	・経過的精神障害者地域生活支援センター事業を行なっている施設（障害者自立支援法地域生活支援事業）〔平成18年10月～19年3月〕	・相談援助業務を行なっている職員
22133	・精神障害者退院促進支援事業を行なっている施設	・相談援助業務を行なっている職員

実務経験 コード	施設・事業種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
22134	・知的障害者デイサービスセンター	・指導員 ・生活指導員 ・相談援助業務を行なっている職員
22135	・知的障害者福祉ホーム	・管理人
22136	身体障害者相談支援事業 (市町村障害者生活支援事業) ・身体障害者更生施設 ・身体障害者療護施設 ・身体障害者福祉センター ・身体障害者デイサービスセンター 等において実施する事業 障害児相談支援事業、知的障害者相談支援事業 (療育等支援施設事業) ・知的障害児施設 ・知的障害児通園施設 ・自閉症児施設 ・盲ろうあ児施設 ・難聴幼児通園施設 ・肢体不自由児施設 ・肢体不自由児療護施設 ・肢体不自由児通園施設 ・重症心身障害児施設 ・知的障害者更生施設 ・知的障害者授産施設 において実施する事業	・相談援助業務を行なっている職員
22137	障害者デイサービスを行なう施設 (障害者自立支援法障害福祉サービス事業) ・身体障害者デイサービス事業 ・知的障害者デイサービス事業 を含む	・相談援助業務を行なっている職員
22138	・経過的デイサービス事業を行なっている施設 (障害者自立支援法地域生活支援事業) 〔平成 18 年 10 月～19 年 3 月〕	・相談援助業務を行なっている職員
22139	・「障害者 110 番」運営事業を行なっている施設	・相談援助業務を行なっている相談員
22140	知的障害者生活支援事業 ・知的障害者通勤寮 ・知的障害者更生施設 ・知的障害者授産施設 ・障害者能力開発施設 において実施する事業	・相談援助業務を行なっている職員
22141	高齢者住宅等安心確保事業 ・高齢者世話付住宅（シルバーハウジング） ・高齢者向け優良賃貸住宅 ・高齢者円滑入居賃貸住宅（登録住宅） 等において実施する事業 高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業 (高齢者世話付住宅において実施する事業)	・生活援助員
22142	・家庭支援電話相談（子ども・家庭 110 番）事業 (中央児童相談所において実施する事業)	・電話相談員
22143	・ヴィエトナム難民収容施設 (日本赤十字社が設置するもの)	・相談援助業務を行なっている指導員
22144	子ども家庭相談事業 ・児童センター ・市に設置された児童館 において実施する事業	・相談援助業務を行なっている相談員
22145	乳幼児健全育成相談事業 ・保育所 ・乳児院 において実施する事業	・相談援助業務を行なっている相談員
22146	・すこやかテレホン事業 (青少年相談センターにおいて実施する事業)	・相談援助業務を行なっている相談員
22147	・知的障害者専門相談（法的助言・相談）事業 (都道府県・指定都市等において実施する事業)	・相談援助業務を行なっている相談員
22148	・地域子育て支援センター事業を行なっている施設	・相談援助業務を行なっている職員

(別紙 3)

介護福祉士の資格（資格コード 23（16 ページ））に基づき、当該資格に係る業務に従事したと認められる範囲

※介護福祉士の登録日以降、次に掲げる施設・事業、職種で、主たる業務が介護等の業務である者が当該業務に従事した期間については、実務経験として認められます。

（注意！）次に掲げる施設・事業、職種であっても、主たる業務が介護等の業務ではない場合は、該当しません。

社会福祉士及び介護福祉士法第2条において定める介護福祉士の業務「介護等」と、同法第40条で定める介護福祉士試験を受験するために必要な実務経験の対象業務「介護等」とが同じであることが示されているため、介護福祉士の登録日以降、以下の表の施設・事業において、主たる業務が介護等である者が右欄の職種として、当該業務に従事した期間については実務経験として認められる。

※ なお、表中の「実務経験コード」については、事務処理上、記載しているものであり、受験申込書及び実務経験証明書に記載する欄はありません。

1、児童分野

児童福祉法関係の施設・事業

実務経験 コード	施設・事業	実務経験として認められる職種 ※ただし、主たる業務が介護等の業務の者に限る
23001	・知的障害児施設 ・自閉症児施設 ・知的障害児通園施設 ・盲児施設 ・ろうあ児施設 ・難聴幼児通園施設 ・肢体不自由児施設 ・肢体不自由児通園施設 ・肢体不自由児療護施設 ・重症心身障害児施設 ・重症心身障害児（者）通園事業 ・肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設の委託を受けた指定医療機関（国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって厚生労働大臣の指定するもの） ・児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・障害児入所施設 ・児童発達支援センター	・保育士 ・介助員 ・看護補助者、看護助手 ・指導員（児童発達支援・放課後等デイサービス） （「児童発達支援」「放課後等デイサービス」において、「介護職員」が置かれている場合、「指導員」は実務経験にならない） （「児童発達支援」の場合は平成31年3月31日まで、「放課後等デイサービス」の場合は平成30年3月31日までの期間に限り実務経験となる） ・児童指導員 ・障害福祉サービス経験者（児童発達支援・放課後等デイサービス） など入所者の保護に直接従事する職員 ※「障害福祉サービス経験者」とは、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）第66条第1項第1号に定める障害福祉サービス経験者（高等学校の卒業生等であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した者） ※「障害福祉サービス」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス
23002	・保育所等訪問支援 ・居宅訪問型児童発達支援	・訪問支援員

2、障害者分野

障害者総合支援法関係の施設・事業

※「障害者総合支援法の施設・事業」を実施している場合、当該施設・事業の適用を受ける前から、同等の施設・事業を継続的に行なっている場合は、その施設・事業を開始した時点から実務経験になります。

- ・「非営利法人」→ 法人格取得以前の期間も対象
- ・「営利法人」→ 法人格取得後の期間が対象

実務経験 コード	施設・事業	実務経験として認められる職種 ※ただし、主たる業務が介護等の業務の者に限る
23003	・障害者デイサービス事業（平成 18 年 9 月までの事業） ・短期入所 ・障害者支援施設 ・療養介護 ・生活介護 ・児童デイサービス ・共同生活介護（ケアホーム） ・共同生活援助（グループホーム） ・自立訓練 ・就労移行支援 ・就労継続支援 ・知的障害者援護施設（知的障害者更生施設・知的障害者授産施設・知的障害者通勤寮・知的障害者福祉工場） ・身体障害者更生援護施設（身体障害者更生施設・身体障害者療護施設・身体障害者授産施設・身体障害者福祉工場） ・福祉ホーム ・身体障害者自立支援 ・日中一時支援 ・生活サポート ・経過的デイサービス事業 ・盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 ・訪問入浴サービス ・地域活動支援センター ・精神障害者社会復帰施設（精神障害者生活訓練施設・精神障害者授産施設・精神障害者福祉工場） ・在宅重度障害者通所援護事業（日本身体障害者団体連合会から助成を受けている期間に限る） ・知的障害者通所援護事業（全日本手をつなぐ育成会から助成を受けている期間に限る）	・介護職員 ・介助員（盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業） ・寮母 ★次の 5 職種は「施設・事業の配置基準」などで「介護職員」が置かれている場合、実務経験に はならない ・保育士（児童デイサービス） ・生活支援員 ・指導員（児童デイサービス・地域活動支援センター） ・精神障害者社会復帰指導員（精神障害者社会復帰施設） ・世話人（共同生活介護・共同生活援助） 注意！ サービス管理責任者としての業務は対象外
23004	・居宅介護 ・重度訪問介護 ・行動援護 ・同行援護 ・外出介護（平成 18 年 9 月までの事業） ・移動支援事業	・訪問介護員 ・ホームヘルパー ・ガイドヘルパー 注意！ サービス提供責任者としての業務は対象外

3、高齢者分野

老人福祉法・介護保険法関係の施設・事業

※介護保険法の「指定居宅サービス」、「指定介護予防サービス」、「指定地域密着型サービス」、「指定地域密着型介護予防サービス」、「第 1 号訪問事業」、「第 1 号通所事業」を実施している場合、当該事業の適用を受ける前から、同等の事業を継続的に行なっている場合は、その事業を開始した時点から実務経験になります。

- ・「指定通所リハビリテーション」を除く
- ・「非営利法人」→ 法人格取得以前の期間も対象
- ・「営利法人」→ 法人格取得後の期間が対象

※「第 1 号訪問事業」、「第 1 号通所事業」は、旧「指定介護予防訪問介護」、旧「指定介護予防通所介護」に係る基準の例による基準に従って事業を実施するもので、「事業者指定」を受けているものが実務経験となります。

実務経験 コード	施設・事業	実務経験として認められる職種 ※ただし、主たる業務が介護等の業務の者に限る
23005	・老人デイサービスセンター ・指定通所介護（指定療養通所介護を含む） ・指定地域密着型通所介護 ・指定介護予防通所介護 ・第1号通所事業 ・指定認知症対応型通所介護 ・指定介護予防認知症対応型通所介護 ・老人短期入所施設 ・指定短期入所生活介護 ・指定介護予防短期入所生活介護 ・養護老人ホーム ・特別養護老人ホーム ・指定介護老人福祉施設 ・指定地域密着型介護老人福祉施設 ・軽費老人ホーム ・ケアハウス ・有料老人ホーム ・指定小規模多機能型居宅介護 ・指定介護予防小規模多機能型居宅介護 ・指定看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス） ・指定訪問入浴介護 ・指定介護予防訪問入浴介護 ・指定認知症対応型共同生活介護 ・指定介護予防認知症対応型共同生活介護 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・指定通所リハビリテーション ・指定介護予防通所リハビリテーション ・指定短期入所療養介護 ・指定介護予防短期入所療養介護 ・指定特定施設入居者生活介護 ・指定介護予防特定施設入居者生活介護 ・指定地域密着型特定施設入居者生活介護 ・サービス付き高齢者向け住宅	・介護職員 ・介護従事者 ・介護従業者 ・介助員 ・支援員（養護老人ホームのみ）
23006	・指定訪問介護 ・指定介護予防訪問介護 ・第1号訪問事業 ・指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・指定夜間対応型訪問介護	・訪問介護員 ・ホームヘルパー 注意！ サービス提供責任者としての業務は対象外
23007	・指定訪問看護 ・指定介護予防訪問看護	・看護補助者、看護助手 ※空床時のベッドメイキングや検体の運搬など間接的な業務のみに従事する方は対象とはなりません。

4、その他の分野

生活保護法関係の施設

実務経験 コード	施設・事業	実務経験として認められる職種 ※ただし、主たる業務が介護等の業務の者に限る
23008	・救護施設 ・更生施設	・介護職員 ・介助員

その他の社会福祉施設等

実務経験 コード	施設・事業	実務経験として認められる職種 ※ただし、主たる業務が介護等の業務の者に限る
23009	・地域福祉センター ・隣保館デイサービス事業 ・独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 ・ハンセン病療養所 ・原子爆弾被爆者養護ホーム ・原子爆弾被爆者デイサービス事業 ・原子爆弾被爆者ショートステイ事業 ・労災特別介護施設	・介護職員 ・介護員 ・介助員 ・看護補助者、看護助手 ※「ハンセン病療養所」の看護補助者のうち、空床時のベッドメイキングや検体の運搬など間接的な業務のみに従事する方は対象とはなりません。
23010	・原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業	・原爆被爆者家庭奉仕員
23011	・家政婦紹介所（個人の家庭において、介護等の業務を行なう場合に限る）	・家政婦
23012	・訪問看護事業（健康保険法第 88 条第 1 項に規定する訪問看護事業）	・看護補助者、看護助手 ※空床時のベッドメイキングや検体の運搬など間接的な業務のみに従事する方は対象とはなりません。

病院または診療所

実務経験 コード	施設・事業	実務経験として認められる職種 ※ただし、主たる業務が介護等の業務の者に限る
23013	・病院 ・診療所	・介護職員 ・看護補助者 ・看護助手 ※看護補助者のうち、空床時のベッドメイキングや検体の運搬など間接的な業務のみに従事する方は対象とはなりません。

5、介護等の便宜を供与する事業

※介護保険法・障害者総合支援法の基準該当サービスの場合、基準該当の適用を受ける前から、同等の事業を継続的に行なっている場合は、その事業を開始した時点から実務経験になります。

・「非営利法人」→ 法人格取得以前の期間も対象 ・「営利法人」→ 法人格取得後の期間が対象

実務経験 コード	施設・事業	実務経験として認められる職種 ※ただし、主たる業務が介護等の業務の者に限る
23014	・地方公共団体が定める条例・実施要綱等に基づく事業 ・介護保険法の基準該当居宅・介護予防サービス（指定事業所は除く） ・障害者総合支援法の基準該当障害福祉サービス（指定事業所は除く） ・以下の各サービスに準ずる事業 ・非営利法人が実施する介護保険法の指定（基準該当）居宅、第1号訪問事業、第1号通所事業、指定（基準該当）介護予防、指定地域密着型、指定地域密着型介護予防の各サービスまたは障害福祉サービス事業 ・その他の介護等の便宜を供与する事業（運営主体が法人格を有していること）	・介護職員 ・訪問介護員

【注意事項】上表の介護保険法・障害者総合支援法の基準該当以外の事業には実務経験になる条件があります。（次の条件すべてに該当する必要があります。）

事業の種類	対象者が「高齢者」「障害児・障害者」である。
実施要綱・条例・定款等	「高齢者」「障害児・障害者」「福祉に関する・・・」等の記載がある。
事業目的・事業概要	介護等の業務を行なうことが明記されている。
職種	業務分掌上「介護職員」「訪問介護員」等として配置され、主たる業務が介護等の業務である。

(別紙 4)

精神保健福祉士の資格（資格コード24（16ページ））に基づき、当該資格に係る業務に従事したと認められる範囲

※精神保健福祉士の登録日以降、次に掲げる施設・事業、職種等で、主たる業務が精神障害者の社会復帰に関する相談援助業務である者が当該業務に従事した期間については、実務経験として認められます。

（注意！）次に掲げる施設・事業、職種等であっても、主たる業務が精神障害者の社会復帰に関する相談援助業務ではない場合は、該当しません。

※病棟における食事の介助や入浴の介助等の業務は、実務経験として認められません。

※児童が利用者である施設においては、精神障害がある障害児に対する相談援助業務だけでなく、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である保護者に対する相談援助業務も実務経験の対象となります。ただし、乳児院においては、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である保護者に対する相談援助業務が実務経験となります。乳児に対する相談援助業務は、実務経験の対象とはなりません。

精神保健福祉士法第2条において定める精神保健福祉士の業務「相談援助」と、同法第7条で定める精神保健福祉士試験を受験するために必要な実務経験の対象業務「相談援助等」とが同じであることが示されているため、精神保健福祉士の登録日以降、以下の表の施設・事業等において、主たる業務が精神障害者の社会復帰に関する相談援助業務の者が、右欄の職種（例）として業務に従事した期間は実務経験として認められます。

※ なお、表中の「実務経験コード」については、事務処理上、記載しているものであり、受験申込書及び実務経験証明書に記載する欄はありません。

1、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

実務経験 コード	施設・事業等	実務経験として認められる職種の例 ※ただし、主たる業務が精神障害者の社会復帰に関する相談援助業務の者に限る
24001	・精神科病院	・精神科ソーシャルワーカー ・医療ソーシャルワーカー ・その他
24002	・精神保健福祉センター	・精神保健福祉相談員 ・精神科ソーシャルワーカー ・心理判定員 ・その他

2、児童福祉法

実務経験 コード	施設・事業等	実務経験として認められる職種の例 ※ただし、主たる業務が精神障害者の社会復帰に関する相談援助業務の者に限る
24003	・障害児通所支援事業を行なう施設（医療型児童発達支援を除く）（児童デイサービスであった期間を含む） ・児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・居宅訪問型児童発達支援 ・保育所等訪問支援	・相談援助業務に従事する職員 ・その他
24004	・乳児院	・児童指導員 ・保育士 ・家庭支援専門相談員 ・その他
24005	・児童養護施設	・児童指導員 ・保育士 ・家庭支援専門相談員 ・職業指導員 ・その他

実務経験 コード	施設・事業等	実務経験として認められる職種の例 ※ただし、主たる業務が精神障害者の社会 復帰に関する相談援助業務の者に限る
24006	・福祉型障害児入所施設 (知的障害児施設・知的障害児通園施設であ った期間を含む)	・児童指導員 ・保育士 ・児童発達支援管理責任者 ・職業指導員 ・心理指導担当職員 ・その他
24007	・児童心理治療施設 (旧：情緒障害児短期治療施設)	・児童指導員 ・保育士 ・家庭支援専門相談員 ・その他
24008	・児童相談所	・児童福祉司 ・受付相談員 ・相談員 ・電話相談員 ・児童心理司 ・児童指導員 ・保育士 ・その他
24009	・母子生活支援施設	・母子支援員 ・少年を指導する職員 ・その他
24010	・障害児相談支援事業を行なう施設	・相談支援専門員 ・その他
24011	・児童自立支援施設	・児童自立支援専門員 ・児童生活支援員 ・職業指導員 ・その他
24012	・児童家庭支援センター	・「児童福祉施設の設備及び運営に関す る基準」第88条の3第1項に規定する職 員 ・その他
24013	・児童自立生活援助事業を行なう施設	・相談援助業務を行なう指導員 ・その他

3、地域保健法

実務経験 コード	施設・事業等	実務経験として認められる職種の例 ※ただし、主たる業務が精神障害者の社会 復帰に関する相談援助業務の者に限る
24014	・保健所	・精神保健福祉相談員 ・精神科ソーシャルワーカー ・心理判定員 ・その他
24015	・市町村保健センター	

4、医療法

実務経験 コード	施設・事業等	実務経験として認められる職種の例 ※ただし、主たる業務が精神障害者の社会 復帰に関する相談援助業務の者に限る
24016	・病院 (精神病床を有するもの又は精神科もしくは 心療内科を広告しているものに限る)	・精神科ソーシャルワーカー ・医療ソーシャルワーカー ・その他
24017	・診療所 (精神病床を有するもの又は精神科もしくは 心療内科を広告しているものに限る)	・精神科ソーシャルワーカー ・医療ソーシャルワーカー ・その他

5、生活保護法

実務経験 コード	施設・事業等	実務経験として認められる職種の例 ※ただし、主たる業務が精神障害者の社会 復帰に関する相談援助業務の者に限る
24018	・ 救護施設	・ 生活指導員 ・ その他
24019	・ 更生施設	・ 生活指導員 ・ その他
24020	・ 被保護者就労支援事業を行なう事業所	・ 就労支援員
24021	・ 被保護者就労準備支援事業を行なう事業所 ・ 被保護者家計改善支援事業を行なう事業所	・ 就労支援員 ・ 被保護者就労準備支援担当者 ・ 相談支援に従事する者
24022	・ 就労支援事業を行う事業所（自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に規定する事業）	・ 就労支援員
24023	・ 日常生活支援住居施設	・ 生活支援員 ・ 生活支援提供責任者

6、地方自治体

実務経験 コード	施設・事業等	実務経験として認められる職種の例 ※ただし、主たる業務が精神障害者の社会 復帰に関する相談援助業務の者に限る
24024	・ 市役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署	・ 精神保健福祉相談員 ・ 精神科ソーシャルワーカー ・ 心理判定員 ・ その他
24025	・ 区役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署	・ 精神保健福祉相談員 ・ 精神科ソーシャルワーカー ・ 心理判定員 ・ その他
24026	・ 町村役場の精神障害者に対してサービスを提供する部署	・ 精神保健福祉相談員 ・ 精神科ソーシャルワーカー ・ 心理判定員 ・ その他

7、生活困窮自立支援法

実務経験 コード	施設・事業等	実務経験として認められる職種の例 ※ただし、主たる業務が精神障害者の社会 復帰に関する相談援助業務の者に限る
24027	・ 生活困窮者自立相談支援事業を行なう自立相談支援機関	・ 主任相談支援員 ・ 相談支援員
24028	・ 生活困窮者就労準備支援事業を行なう事業所	・ 就労支援員
24029	・ 生活困窮者家計改善支援事業を行なう事業所	・ 家計改善支援員 ・ 就労準備支援担当者

8、社会福祉法

実務経験 コード	施設・事業等	実務経験として認められる職種の例 ※ただし、主たる業務が精神障害者の社会 復帰に関する相談援助業務の者に限る
24030	・ 福祉事務所	・ 査察指導員 ・ 身体障害者福祉司 ・ 知的障害者福祉司 ・ 老人福祉指導主事 ・ 現業員 ・ 家庭児童福祉主事 ・ 家庭相談員 ・ 面接員に相当する職員 ・ 婦人相談員 ・ 母子・父子自立支援員 ・ 母子・父子自立支援プログラム策定員

		・就業支援専門員 ・「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添 1 の 3 (1) に規定する就労支援事業に従事する就労支援員 ・生活保護法第 55 条の 7 第 1 項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員 ・その他
24031	・都道府県社会福祉協議会 ・日常生活自立支援事業	・専門員
24032	・市町村社会福祉協議会	・福祉活動専門員 ・相談援助業務（主として身体障害者、知的障害者、精神障害者に対するものに限る）に従事する職員 ・その他

9、知的障害者福祉法

実務経験 コード	施設・事業等	実務経験として認められる職種の例 ※ただし、主たる業務が精神障害者の社会復帰に関する相談援助業務の者に限る
24033	・知的障害者更生相談所	・知的障害者福祉司 ・心理判定員 ・職能判定員 ・ケース・ワーカー ・その他

10、法務省設置法

実務経験 コード	施設・事業等	実務経験として認められる職種の例 ※ただし、主たる業務が精神障害者の社会復帰に関する相談援助業務の者に限る
24034	・保護観察所	・社会復帰調整官 ・保護観察官 ・その他

11、障害者の雇用の促進等に関する法律

実務経験 コード	施設・事業等	実務経験として認められる職種の例 ※ただし、主たる業務が精神障害者の社会復帰に関する相談援助業務の者に限る
24035	・広域障害者職業センター	・障害者職業カウンセラー ・その他
24036	・地域障害者職業センター	・障害者職業カウンセラー ・職場適応援助者 ・その他
24037	・障害者就業・生活支援センター	・主任就業支援担当者 ・就業支援担当者 ・主任職場定着支援担当者 ・生活支援担当職員 ・その他

12、売春防止法

実務経験 コード	施設・事業等	実務経験として認められる職種の例 ※ただし、主たる業務が精神障害者の社会復帰に関する相談援助業務の者に限る
24038	・婦人相談所	・相談指導員 ・判定員（心理・職能判定員） ・婦人相談員
24039	・婦人保護施設	・入所者を指導する職員

13、刑事収容施設法

実務経験 コード	施設・事業等	実務経験として認められる職種の例 <u>※ただし、主たる業務が精神障害者の社会復帰に関する相談援助業務の者に限る</u>
24040	・ 刑事施設	・ 刑務官 ・ 法務教官 ・ 法務技官（心理） ・ 福祉専門官

14、少年院法

実務経験 コード	施設・事業等	実務経験として認められる職種の例 <u>※ただし、主たる業務が精神障害者の社会復帰に関する相談援助業務の者に限る</u>
24041	・ 少年院	・ 法務教官 ・ 法務技官（心理） ・ 福祉専門官

15、少年鑑別所法

実務経験 コード	施設・事業等	実務経験として認められる職種の例 <u>※ただし、主たる業務が精神障害者の社会復帰に関する相談援助業務の者に限る</u>
24042	・ 少年鑑別所	・ 法務教官 ・ 法務技官（心理）

16、更生保護事業法

実務経験 コード	施設・事業等	実務経験として認められる職種の例 <u>※ただし、主たる業務が精神障害者の社会復帰に関する相談援助業務の者に限る</u>
24043	・ 更生保護施設	・ 補導に当たる職員 ・ 福祉職員 ・ 薬物専門職員 ・ 訪問支援職員 ・ その他

17、発達障害者支援法

実務経験 コード	施設・事業等	実務経験として認められる職種の例 <u>※ただし、主たる業務が精神障害者の社会復帰に関する相談援助業務の者に限る</u>
24044	・ 発達障害者支援センター	・ 相談支援を担当する職員 ・ 就労支援を担当する職員 ・ その他

18、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）

実務経験 コード	施設・事業等	実務経験として認められる職種の例 <u>※ただし、主たる業務が精神障害者の社会復帰に関する相談援助業務の者に限る</u>
24045	障害福祉サービス事業	・ 生活介護を行なう施設
		・ 自立訓練を行なう施設
		・ 就労移行支援を行なう施設
		・ 生活支援員 ・ サービス管理責任者 ・ その他 ・ 生活支援員 ・ サービス管理責任者 ・ その他 ・ 職業指導員 ・ 生活支援員 ・ 就労支援員 ・ サービス管理責任者 ・ その他

		・ 就労継続支援を行なう施設	・ 職業指導員 ・ 生活支援員 ・ サービス管理責任者 ・ その他
		・ 就労定着支援を行なう施設	・ 就労定着支援員 ・ サービス管理責任者 ・ 相談援助業務に従事する職員 ・ その他
		・ 自立生活援助を行なう施設	・ 地域生活支援員 ・ サービス管理責任者 ・ 相談援助業務に従事する職員 ・ その他
		・ 短期入所を行なう施設 ・ 重度障害者等包括支援を行なう施設 ・ 共同生活援助を行なう施設 （共同生活介護であった期間を含む）	・ 相談援助業務に従事する職員 ・ その他
24046	地域生活支援事業	・ 日中一時支援事業を行なっている施設	・ 相談援助業務に従事する職員
		・ 障害者相談支援事業を行なっている施設	・ 相談援助業務に従事する職員
		・ 障害児等療育支援事業を行なっている施設	・ 相談援助業務に従事する職員
24047		・ 一般相談支援事業を行なう施設（相談支援事業を行なう施設であった期間を含む）	・ 相談支援専門員 ・ その他
24048		・ 特定相談支援事業を行なう施設（相談支援事業を行なう施設であった期間を含む）	・ 相談支援専門員 ・ その他
24049		・ 障害者支援施設	・ 生活支援員 ・ 就労支援員 ・ サービス管理責任者 ・ その他
24050		・ 地域活動支援センター	・ 指導員 ・ その他
24051		・ 福祉ホーム	・ 管理人 ・ その他
24052		・ 基幹相談支援センター	・ 相談援助業務に従事する職員 ・ その他

19、介護保険法

実務経験コード	施設・事業等	実務経験として認められる職種の例 ※ただし、主たる業務が精神障害者の社会復帰に関する相談援助業務の者に限る
24053	・地域包括支援センター	・包括的支援事業に係る業務を行なう職員 ※ただし、「包括的支援事業」のうち、一部の事業は、その実務経験をもって、受験することはできません。 (介護予防ケアマネジメント、総合相談支援事業、権利擁護業務、ケアマネジメント支援、認知症初期集中支援推進事業に限る) ・その他

20、職業安定法

実務経験コード	施設・事業等	実務経験として認められる職種の例 ※ただし、主たる業務が精神障害者の社会復帰に関する相談援助業務の者に限る
24054	・公共職業安定所	・精神障害者雇用トータルサポーター ・発達障害者雇用トータルサポーター ・雇用トータルサポーター

2 1、その他

実務経験 コード	施設・事業等	実務経験として認められる職種の例 ※ただし、主たる業務が精神障害者の社会 復帰に関する相談援助業務の者に限る
24055	・精神障害者地域移行支援特別対策事業を行 なう施設	・地域体制整備コーディネーター ・地域移行推進員 ・その他
24056	・アウトリーチ事業、アウトリーチ支援に係 る事業を行なう施設	・相談援助業務に従事する職員 (医師、保健師、看護師、作業療法士その 他医療法に規定する病院として必要な職員 を除く)
24057	・第1号職場適応援助者助成金又は訪問型職 場適応援助者助成金受給資格認定法人	・第1号職場適応援助者養成研修又は訪問 型職場適応援助者養成研修を修了した職員 であって、職場適応援助を行なっている者
24058	・訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法 人	・訪問型職場適応援助者養成研修を修了し た職員であって、職場適応援助を行なっ ている者
24059	・スクールソーシャルワーカー活用事業を行 う施設	・スクールソーシャルワーカー ・その他
24060	・母子家庭等就業・自立支援センター事業、 一般市等就業・自立支援事業を行なう施設	・相談員
24061	・ひきこもり地域支援センター	・ひきこもり支援コーディネーター
24062	・地域生活定着支援センター	・相談援助業務に従事する職員
24063	・ホームレス自立支援事業を行なう施設	・生活相談指導員 ・その他
24064	・地域若者サポートステーション	・相談援助業務に従事する職員
24065	・高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	・支援コーディネーター

2 2、現在廃止事業・職種

※ 以下に掲げる事業・職種は、すでに廃止されていますが、過去において精神保健福祉士の資
格に基づきこれらの事業に従事していた期間は、実務経験の対象になります。

実務経験 コード	施設・事業等	実務経験として認められる職種の例 ※ただし、主たる業務が精神障害者の社会 復帰に関する相談援助業務の者に限る
24066	・精神障害者地域生活援助事業を行なう施設	・世話人 ・その他
24067	・精神障害者社会復帰施設	・精神障害者社会復帰指導員 ・管理人 ・その他
24068	・知的障害者援護施設	・生活支援員 ・その他
24069	・児童デイサービス	・相談援助業務に従事する職員 ・その他